

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 11 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下市町は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

下市町長

公表日

令和3年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。</p> <ol style="list-style-type: none">①予防接種対象者の把握②予防接種の実施及び接種歴確認③予防接種の記録④予防接種済証の発行⑤健康被害の救済措置⑥未接種者への勧奨通知⑦統計報告資料、データ分析の処理⑧予防接種一部実費徴収 <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) 中間サーバー |

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)健康管理ファイル(予防接種)
- (2)母子保健事業台帳ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供) |
|--------|--|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|---|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2項</p> |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|--------|
| ①部署 | 健康福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉課長 |

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 〒638-0001 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町 総務課 電話:0747-52-0001 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 〒638-0001 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町 健康福祉課 保健予防係 電話:0747-52-0001 |
|-----|--|

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | | |
|------------------|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |

2. 取扱者数

| | | |
|------------------------|-------------|------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |

3. 重大事故

| | | |
|--|----------|--------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|----------|--------------------------|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成31年4月30日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠 | ①未定 ②— | ①実施する ②番号法第19条7号 別表第二 17、18の項 | 事後 | |
| 平成31年4月30日 | I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 課長 下迫 哲明 | 健康福祉課長 | 事後 | |
| 平成31年4月30日 | I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先 | 〒638-0001 奈良県吉野郡下市町大字下1960番地 下市町 健康福祉課 電話:0747-52-0001 | 〒638-0001 奈良県吉野郡下市町大字下1960番地 下市町 健康福祉課 保健予防係 電話:0747-52-0001 | 事後 | |
| 平成31年4月30日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 | 平成27年6月25日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月30日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 | 平成27年6月25日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月30日 | IV リスク対策 | — | 新規追加 | 事後 | |
| 令和2年9月25日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月25日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和3年3月12日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種歴確認 ③予防接種の記録 ④予防接種済証の発行 ⑤健康被害の救済措置 ⑥未接種者への勧奨通知 ⑦統計報告資料、データ分析の処理 ⑧予防接種一部実費徴収</p> <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種歴確認 ③予防接種の記録 ④予防接種済証の発行 ⑤健康被害の救済措置 ⑥未接種者への勧奨通知 ⑦統計報告資料、データ分析の処理 ⑧予防接種一部実費徴収</p> <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> | 事前 | |
| 令和3年3月12日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項</p> | 事前 | |
| 令和3年3月12日 | I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条7号 別表第二 17、18の項</p> | <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条7号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2項</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和3年5月27日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予防接種対象者の把握 ② 予防接種の実施及び接種歴確認 ③ 予防接種の記録 ④ 予防接種済証の発行 ⑤ 健康被害の救済措置 ⑥ 未接種者への勧奨通知 ⑦ 統計報告資料、データ分析の処理 ⑧ 予防接種一部実費徴収 <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> | <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予防接種対象者の把握 ② 予防接種の実施及び接種歴確認 ③ 予防接種の記録 ④ 予防接種済証の発行 ⑤ 健康被害の救済措置 ⑥ 未接種者への勧奨通知 ⑦ 統計報告資料、データ分析の処理 ⑧ 予防接種一部実費徴収 <p>(※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> | 事後 | |
| 令和3年5月27日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称 | 健康家族 | 健康家族 ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和3年5月27日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年8月12日 | I 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種歴確認 ③予防接種の記録 ④予防接種済証の発行 ⑤健康被害の救済措置 ⑥未接種者への勧奨通知 ⑦統計報告資料、データ分析の処理 ⑧予防接種一部実費徴収 (※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて町内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務及び当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 特定個人情報のファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施及び接種歴確認 ③予防接種の記録 ④予防接種済証の発行 ⑤健康被害の救済措置 ⑥未接種者への勧奨通知 ⑦統計報告資料、データ分析の処理 ⑧予防接種一部実費徴収 (※)A類疾病とは、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められつ疾病。B類疾病とは、個人の疾病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和3年12月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康家族 ワクチン接種記録システム(VRS) | 健康管理システム ワクチン接種記録システム(VRS) 中間サーバー | 事後 | |
| 令和3年12月6日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年12月6日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条7号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 【情報照会の根拠】 番号法第19条7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2項 | 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 16の2、16の3、115の2項 【情報照会の根拠】 番号法第19条8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2項 | 事後 | |